

サービス種類ごとの変更届等が必要な事項早見表

・原則として「付表」を添付してください。(付表の内容に変更がない場合には不要です。)

変更事項	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売	福祉施設	老健施設	介護医療院	添付書類	留意事項
1 事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運営規程(変更後)	
2 事業所(施設)の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・移転先の事業所の平面図 ・設備・備品等一覧表 ・運営規程 ・資格証の写し(※1) ・勤務形態一覧表(※1)(※6) ・特別養護老人ホームの認可証等の写し(介護老人福祉施設のみ)	・事前に設備基準等に合致しているかの確認を行う必要があるため、移転の2週間前までに提出すること。 ・移転に際し、事業所の電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更になる場合は、変更届に記載 ・移転元と移転先の指定権者が異なる場合や、移転に伴い事業所を継続していると認められない場合には廃止・開始の手続きが必要
3 申請者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・登記事項証明書(※2) ・介護サービス事業所一覧(複数の事業所がある場合)	・移転に際し事務所の電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更になる場合は、変更届に記載 ・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出(※3)
4 申請者(開設者)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・登記事項証明書(※2) ・誓約書(※4) ・介護サービス事業所一覧(複数の事業所がある場合)	・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出(※3) ・開設者の法人種別に変更があった場合には該当 ・生年月日、フリガナ、職名を記載すること  (注意)個人診療所が法人化される場合や、法人合併した事業所を引継ぐ場合等は廃止・開始の手続きが必要。変更届ではありません。
5 申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・登記事項証明書(※2)又は条例等 ・介護サービス事業所一覧(複数の事業所がある場合)	・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出(※3)
6 事業所の平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・平面図(変更後)	・各室の用途、面積の分かるもの。専用部分と共用部分の色分けしてあること。 ・変更前の図面を添付するか、平面図上で変更箇所が分かるような記載をしてあること。
7 設備の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・設備・備品一覧表(変更後)	
8 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・建物の構造概要及び平面図(変更後)並びに設備の概要	・変更前の図面を添付するか、変更箇所が分かるような記載をしてあること。
9 敷地の面積及び平面図並びに敷地周辺の見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・敷地の平面図並びに敷地周辺の見取図(変更後)	・変更前の図面を添付するか、変更箇所が分かるような記載をしてあること。
10 備品(訪問入浴事業及び介護予防訪問入浴事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・設備・備品一覧表(変更後)	
11 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・内容が分かるもの(共用の場合の利用計画書(変更後))	
12 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・管理者の免許証等の写し(人員基準上必要な場合) ・勤務形態一覧表 ・誓約書(※4)	・老健、介護医療院は、事前に管理者承認を受けること ・氏名や住所変更のみで同一の者であれば、添付書類は付表のみで可 ・勤務形態一覧表には、管理者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。
13 サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・サービス提供責任者の経歴(介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能) ・勤務形態一覧表	・勤務形態一覧表には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。 (サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。)
14 運営規程(従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日、営業時間、利用定員/入居定員及び居室数、利用料等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更後の運営規程 ・勤務形態一覧表(※1)(※6) ・資格証の写し(※1) ・平面図(※1)	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」は勤務形態一覧表は不要
15 運営規程(上記以外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更後の運営規程	
16 協力医療機関等の名称、診療科名、契約の内容等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更内容の分かるもの ・変更後の運営規程	
17 入所者(利用者)の定員(増員の場合のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・建物の構造設備、平面図、設備の概要(※1) ・勤務形態一覧表(※6) ・資格証の写し(※1) ・変更後の運営規程	
18 福祉用具の保管及び消毒の方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更内容の分かるもの	
19 併設施設の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更内容の分かるもの	
20 事業所の種別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更内容の分かるもの	(種別):病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その他
21 事業実施形態(空床利用型・併設型の別、本体施設種類)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・変更内容の分かるもの	
22 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・介護支援専門員一覧 ・勤務形態一覧表(※1) ・運営規程(※1) ・資格証(介護支援専門員証)(※1)	・勤務形態一覧表には、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。

(※1) 直近の届出等から変更がある場合に添付してください。

(※2) 「登記事項証明書」は「登記情報提供サービス」や原本の写しでも可

(※3) 事業所が県、広島市、福山市、呉市又は三次市へまたがる場合は、それぞれの担当窓口へ提出してください。

(※4) 誓約書は、該当するサービス(居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス等)ごとに作成。代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書不要

(※5) 有限会社を株式会社に変更し開設場所も人員も変更がない場合等は「変更届」ですが、法人の合併等の場合は、変更ではなく「新規申請」の手続きが必要になる場合があります。

(※6) サービスによって、人員基準を確認するために必要な「前3か月の利用者数の平均値」(訪問介護)、「利用者の推定数が分かるもの」(特定施設)等の数字が必要になります。

● 県医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループへの事前協議が必要です。承認後、10日以内に変更届を提出してください。

△ 介護老人保健施設および介護医療院については、2週間前までに管理者承認申請が必要となります。承認後、10日以内に変更届を提出してください。

▲ 介護老人保健施設および介護医療院については、2週間前までに開設許可事項変更申請が必要となります。

■ 特定施設入居者生活介護の入所者の利用定員の増加の場合は、変更許可申請をさせていただく必要があります。